

平成19年第1回教育委員会臨時会記録

平成19年2月1日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成19年2月1日(木) 午後1時30分～午後2時43分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎
庶務課長 松岡 敬明 学校適正配置担当課長 吉田 順之
杉並区師範館長 田中 哲 学校運営課長 井口 順司
学務課長 渡辺 幸一 指導室長 種村 明頼
社会教育スポーツ課長 赤井 則夫 科学館長 渡邊 昇
済美教育センター所長 根本 信司 済美教育センター副所長 植田 敏郎
済美教育センター事務包括指導主事 由井 良昌 中央図書館長 原 隆寿

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第2号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- 議案第3号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例
- 議案第4号 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

- 議案第5号 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第6号 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 杉並区女性福祉資金貸付条例等の一部を改正する条例
- 議案第13号 杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 議案第15号 平成18年度杉並区一般会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 平成19年度杉並区一般会計予算
- 議案第17号 杉並区立成田図書館外一施設の指定管理者の指定について

(報告事項)

- (1) 平成19年度杉並区学校教育職員の配置予定校及び配置予定人数

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第 2 号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第 3 号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例・・・・・・・・・・ 5

議案第 4 号 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

議案第 5 号 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第 6 号 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

議案第 7 号 杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 8

議案第 8 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

議案第 9 号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

議案第10号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

議案第11号 杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

議案第12号 杉並区女性福祉資金貸付条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 12

議案第13号 杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 13

議案第14号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

議案第15号 平成18年度杉並区一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・・・ 14

議案第16号 平成19年度杉並区一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

議案第17号 杉並区立成田図書館外一施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

報告事項

(1) 平成19年度杉並区学校教育職員の配置予定校及び配置予定人数・・・・・・・・ 21

委員長 ただいまから第1回の教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり議案が16件、報告が1件となっております。

すべての議案が、平成19年第1回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づく区長からの意見聴取案件となっております。また、報告事項の「平成19年度杉並区学校教育職員の配置予定校及び配置予定人数」ですが、現在、学校教育職員の採用候補者選考の結果発表前ということでございます。

よって、同法律第13条によりまして、本日の会議を非公開としたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、本日の会議は非公開といたします。

それでは議案の審議に入ります。

杉並区学校教育職員の採用に伴う必要な事項を定めるための条例の制定ということで、日程第1、議案第2号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、日程第2、議案第3号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」、日程第3、議案第4号「杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を一括して上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第2号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」についてご説明申し上げます。

平成18年3月の市町村立学校職員給与負担法の一部改正によりまして、都道府県が給与等を負担する区市町村の教員の範囲が明確化されまして、区市町村が独自に教員を採用することができるところでございまして。

また、区におきましては、熱意あふれる教員を地域で責任を持って養成していくため、平成18年4月に杉並師範館を開塾し、本年3月には、その第1期生が卒塾の予定となっているところでございます。

区が学校教育職員を採用することに伴いまして、当該職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の概要につきましてご説明申し上げます。

条例の題名は、「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」となっております。

まず、第1条でございますけれども、この条例を制定する趣旨、また第2条において職員の定

義について定めてございます。

職員の定義につきましては、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教頭、教諭等のうち県費負担教職員以外の者である旨を規定しております。

また、第3条から第22条までの規定におきまして、東京都の「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に準じまして、必要な事項を定めております。

まず、勤務時間につきましては、職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について40時間とし、日曜日及び土曜日は正規の勤務時間を割り振らない週休日とするほか、休憩時間及び休息時間等について規定してございます。

次に、休日につきましては、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始等を休日とし、職員は特に勤務を命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務を要しないこと等としてございます。

次に、休暇につきましては、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇を定めてございます。

最後に、附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行期日を定めるものでございまして、平成19年4月1日から施行することとしてございます。

ただし、組合休暇に関する規定につきましては、教育委員会規則で定める日から施行することとしてございます。

また、附則第2項は、平成19年の組合休暇の経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第2号の説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

引き続きまして、議案第3号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」についてご説明を申し上げます。

本条例案につきましても、区が学校教育職員を採用することに伴い提出するものでございまして、当該職員の給与に関し、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例の概要につきましてご説明を申し上げます。

条例の題名は、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」としてございます。

第1条におきましては、この条例を制定する趣旨、また第2条におきましては、職員の定義についての定めでございまして、職員の定義につきましては、勤務時間条例と同様の規定になってございます。

また、第3条から第37条までの規定におきまして、東京都の学校職員の給与に関する条例に準じまして、必要な事項を定めるものでございます。

まず、給料表につきましては、小学校・中学校教育職員給料表及び特別支援学校教育職員給料

表として定めるものでございまして、それぞれの給料表に定める給料月額、都条例に定めるものと同一としてございます。

次に、手当につきましては、都条例に準じて支給する手当を定めるものでございますが、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当につきましては、区の職員に準じるものとしてございます。

最後に、附則でございますが、附則第1項はこの条例の施行期日を定めるものでございまして、平成19年4月1日から施行することとしてございます。

また、附則第2項は、平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合を13%とする経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第3号の説明は終了いたします。議案の朗読は省略をさせていただきます。

引き続きまして、議案第4号「杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」についてご説明を申し上げます。

本条例案につきましても、区が学校教育職員を採用することに伴い提出するものでございまして、当該職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものでございます。

それでは、条例の概要につきましてご説明を申し上げます。

条例の題名は、「杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」としてございます。

第1条は、この条例を制定する趣旨についての定めでございまして、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の規定に基づきまして、学校教育職員の給与、その他の勤務条件について特例を定めるものとしてございます。

第2条は、職員の定義についての定めでございまして、勤務時間条例及び給与条例と同様に規定しているものでございます。

第3条から第5条までの規定におきまして、管理職を除く職員に教職調整額を支給し、その額は原則として給料月額の100分の4に相当する額とすることのほか、超過勤務手当及び休日給を支給しないこと、並びに原則として超過勤務及び休日勤務をさせないことを定めてございます。

最後に、この条例の実施の時期でございますが、平成19年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、議案第2号、3号、4号の説明を終了いたします。議案の朗読は省略をさせていただきます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

では最初に、議案第2号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第2号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第2号は原案どおり可決いたします。

次に、議案第3号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第3号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第3号は原案どおり可決いたします。

次に、議案第4号「杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

ございませんですか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第4号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第4号は原案どおり可決いたします。

続きまして、新たに学校教育職員を採用することに伴う規定整備ということで、日程第4、議案第5号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、日程第5、議案第6号「杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第6、議案第7号「杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を一括上程し、審議いたします。
庶務課長、ご説明のほどお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第5号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

この改正案につきましても、区が採用する学校教育職員を退職手当の支給対象に加える等の必要があるため提出するものでございます。

なお、この条例の改正に当たりましては、関連する5件の条例につきまして、条立てで改正す

ることとしてございます。

改正の内容でございますが、職員の勤務条件を定めた現行の条例につきまして、学校教育職員をその対象に加えるほか、必要な規定の整備等を行うものでございます。

この条例の実施の時期でございますが、平成19年4月1日から施行することとしてございます。以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

続きまして、議案第6号「杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

後ほど議案第8号でご説明いたしますが、給与を受けながら勤務時間中に職員団体のためその業務を行い、または活動することができる範囲を、適法な交渉に限定したところでございますが、適法な交渉と一体とみなし得る必要最低限の組合活動につきましては、無給で勤務時間中に行うことを認めることといたします。このことに伴いまして、組合休暇を制度化する等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、組合休暇を承認する場合を定めるとともに、組合休暇の日数は1年で30日を限度とするものでございます。そのほか「学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の制定に伴う規定の整備を行ってございます。

最後に、附則でございますが、附則第1項はこの条例の施行期日を定めるものでございまして、規則で定める日から施行することとしてございます。

ただし、「学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の制定に伴う規定の整備につきましては、平成19年4月1日から施行することとしてございます。

附則第2項は、平成19年の組合休暇の経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

続きまして、議案第7号「杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

区では、職員の行う庶務事務の効率化を図るため、職員の出退勤管理や旅費請求等に関する事務を電子計算組織を利用して処理する庶務事務システムを、本年4月から導入することとしてございます。このことに伴いまして、旅行命令等に係る規定を改める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

改正の第1点は、旅行命令等に係る規定を改めるものでございまして、旅行命令及び旅費の請求等は、従来の方法に加えて、必要な事項を記録した電磁的記録によりましても行えることとするものでございます。

改正の第2点は、新たに学校教育職員を採用することに伴う規定の整備を図るものでございます。

また、改正の第3点は、相模原市及び津久井郡藤野町の合併等に伴いまして、近接地の地域について必要な改正を行うものでございます。

この条例の実施時期でございますが、平成19年4月1日から施行することとし、近接地の地域の改正につきましては、公布の日から施行することとしてございます。

説明は以上で終わります。なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

議案第5号、6号、7号の説明は以上でございます。

委員長 それでは、最初に議案第5号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第5号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第5号は原案どおり可決いたします。

次に、議案第6号「杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第6号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第6号は原案どおり可決いたします。

次に、議案第7号「杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

ございませんですか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第7号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第7号は原案どおり可決いたします。

次に、職員及び幼稚園教育職員の組合休暇を制度化する等の必要に伴う規定整備ということで、日程第7、議案第8号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正す

る条例」、日程第8、議案第9号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第8号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

現在、職員団体の組合活動のうち適法な交渉及びその準備につきましては、給与を受けながら勤務時間中に行うことが認められているところでございますが、職員団体の行う時間内組合活動を適正に管理していくこととしたところでございます。

このことに伴いまして、給与を受けながら勤務時間中に職員団体のためその業務を行い、または活動することができる範囲を適法な交渉に限定する等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、適法な交渉の準備を行う場合を条例の対象から除外するとともに、先ほど議案第2号でご説明いたしました「学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の制定に伴う規定の整備を行うものでございます。

この条例の実施時期でございますが、規則で定める日から施行することとしてございます。

ただし、「学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の制定に伴う規定の整備につきましては、平成19年4月1日から施行することとしてございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

引き続きまして、議案第9号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

先ほど議案第6号でご説明いたしました職員の組合休暇の制度化と同様に、幼稚園教育職員につきましても組合休暇を制度化する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、職員と同様に組合休暇を承認する場合、及び組合休暇の日数を定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日を教育委員会規則で定める日とするほか、平成19年の組合休暇の経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

以上、議案第8号及び第9号の説明は終わります。

委員長 それでは、最初に議案第8号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第8号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第8号は原案どおり可決いたします。

次に、議案第9号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りしますが、議案第9号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第9号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第9、議案第10号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、同じくご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第10号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、期末手当及び勤勉手当につきましては、職務段階別に加算して支給しているところでございます。

このたび職責に応じて加算するという制度の趣旨を踏まえ、職務の権限と責任に応じた処遇を実現する観点から、職責の差を的確に反映した支給割合とすることとすることでございます。

このことに伴い、職務段階別加算の支給割合を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正の概要でございますが、職務段階別加算の支給割合の上限を10%から12%に改めるものでございます。

実施の時期でございますが、平成19年4月1日から施行することとしてございます。

説明は以上でございます。なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 いかがでございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第10号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第10号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第10、議案第11号「杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは続きまして、議案第11号「杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

先ほど議案第2号でご説明申し上げましたとおり、市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴いまして、区市町村が独自に教員を採用することができることとされたところでございます。

これまで任期付職員の採用に関する細目的な事項につきましては、特別区人事委員会規則に委任していたところでございますが、区が採用する学校教育職員につきましては、当該規則の適用対象でないことから、委任に関する規定を改める必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、任期付の学校教育職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める旨の規定を加えるものでございます。

この条例の実施の時期でございますが、公布の日から施行することとしてございます。

以上で、説明は終了いたします。なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第11号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第11号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第11、議案第12号「杉並区女性福祉資金貸付条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第12号「杉並区女性福祉資金貸付条例等の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

平成18年6月に学校教育法の一部が改正されまして、盲学校、聾学校及び養護学校につきましては、障害種別を越えた特別支援学校に一本化することとされました。このことに伴いまして、規定整備を図る必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、この条例の改正に当たりましては、関連する5件の条例につきまして、条立てで改正することとしてございます。

改正の内容でございますが、条例中の「盲学校、聾学校、養護学校」の用語を「特別支援学校」に改めるものでございます。

この条例の実施時期でございますが、平成19年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、説明は終わります。なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

呼び方の改称だけですので、特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第12号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第12号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第12、議案第13号「杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第13号「杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、区では平成19年4月7日に開設を予定しております(仮称)天沼公園内の建築物について、区民の利用に供するため、杉並区立郷土博物館の分館として活用することといたしました。このことに伴いまして、新たに設置する分館の位置を定める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正の概要でございますが、まず杉並区立郷土博物館に分館を置く旨規定するものでございます。また、分館の観覧料は杉並区立郷土博物館と同額とし、また区民の利用を促進するため、教育委員会規則で定める期間内、規則では1カ月以内と定めておりますが、この期間内における本館の常設展の1回の観覧及び分館の常設展の1回の観覧は、これらを1回の観覧とみなすこととするというものでございます。

実施の時期でございますが、開設を予定しております平成19年4月7日から施行するということになってございます。

以上で、説明は終わります。なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

分館の住所を位置として書かれているんだけど、その都度、例えば、増やしていった場合、改正して書いていくわけですね。当たり前のことだけれども、そういうことになるわけですね。

社会教育スポーツ課長 そういうことでございます。

委員長 そういうことですね。

何かございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りいたします。議案第13号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第13号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第13、議案第14号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第14号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例」につきましてご説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、平成19年4月から施行される地方自治法の一部改正によりまして、助役の名称が副区長に改められることに伴い、助役に関連する8件の条例について、集合条例として一括して改正するものでございます。

改正の概要でございますが、教育委員会に係る部分としましては、新旧対照表、2ページにございます。「杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正に関するもので、同条例第5条中の「助役」を「副区長」に改めるものでございます。平成19年4月1日から施行することとなっております。

説明は以上でございます。なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第14号は原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第14号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第14、議案第15号「平成18年度杉並区一般会計補正予算（第4号）」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第15号「平成18年度杉並区一般会計補正予算（第4号）」につきましてご説明を申し上げます。

2ページおめくりいただきまして、平成18年度一般会計補正予算概要（第4号）をご覧ください。

事務事業名、教育費のうち「情報教育の推進」、この事業におきまして3,500万円の減額補正を行うものでございます。この内容は、中学校の教員1人1台パソコンを設置するというところで、この間進めてきたところですが、環境整備が年度末までかかってしまうということで、これがパソコンの賃借料になりますけれども、これが年度内に配置できないという状況になりましたので、減額補正を行うものでございます。

1ページおめくりいただきまして、補正前の額、それからこの3,500万円の減額補正を行った補正後の額、記載のとおりという形になります。

また、最終ページ、繰越明許費補正でございまして、まず追加といたしまして、そちらに記載してございます2件、高井戸小学校の改築及び西荻地域の図書館建設、これは18年度分の支出分が工事の遅れにより出来高が進まないために、その一部を19年度に繰り越すために補正を行うものでございます。

また、その下段、変更でございまして、方南小の改築でございましてけれども、これは一度、9月議会補正第2号で4,300万円の繰越額ということで補正を行ったところですが、この進捗状況に伴いまして、その下、変更額3億7,600万円余の増額補正を行うものでございます。

議案第15号につきましては、以上でございます。

委員長 では、ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

大蔵委員 中学校教員1人に1台パソコン設置という中で、遅れているのは何台、何人分ですか。

学校運営課長 基本的に23校全部でございまして、ですので、学習用パソコンは入っておりますけれども、1人1台体制というものについては、まだ導入をいたしていないという状況でございます。

大蔵委員 環境整備の遅れというのは、真ん中に置く大型のメモリーだとかパソコンだとか、そういうことですか。それとも回線ですか。

学校運営課長 環境整備の方は、一つは電源設備の工事、それからLANの設置の工事という中で、当初の計画よりも遅れてしまっているという状況でございます。

大蔵委員 では、これは19年度には完成するんですか。

学校運営課長 19年度に導入するように、今準備を進めているところでございます。

大蔵委員 もう一つは、額の変更ですけれども、この変更の方南小学校改築の補正額は、物すごく大きいですね。

学校適正配置担当部長 3億3,000万円ほどの増額となっておりますが、これは既存校舎の解体工

事、この工事の契約不調が二度ほど続きまして、その結果、解体工事そのものの完了する時期が遅れたことに伴うものでございます。この遅れに伴って、遺跡発掘調査がさらに遅れてしまったということで、この金額が増額になってございます。

大蔵委員 どうして二度も契約していたのが遅れたのですか、解体工事が。

学校適正配置担当部長 やはり入札額が予定金額を上回った結果によるものです。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第15号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第15号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第15、議案第16号「平成19年度杉並区一般会計予算」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第16号「平成19年度杉並区一般会計予算」につきまして、概要をご説明申し上げます。

2ページおめくりいただきまして、1ページ、まず平成19年度の予算編成の特徴ということでございますが、そちらに記載してございます基本方針、これに従って予算を編成するものでございます。

また、6点目の行革効果というところでございますが、教育委員会におきましては、目標額、当初見込額と記載してあるとおりの額になってございまして、それを反映させまして、その下のインセンティブ経費、配当額1,800万円余でございますが、記載の内容で予算を編成しているものでございます。

それでは、もう1ページおめくりいただきまして、平成19年度の財政計画というところをご覧ください。

歳入の欄でございますけれども、一般財源の特別区税、これが前年比で102.6%の伸びということで、実質金額では15億円、大幅な伸びをしているということが特徴でございます。

また、歳出の方をご覧くださいいたしたいんですけれども、歳出の一番下のあたりに財源保留額というところがございますが、平成18年度の計画額が8億円余でございますけれども、今年度計画額が20億円余となっております。これは選挙後に新たな事業の展開を可能にするため、財源を一定程度確保するということから、今回の予算編成につきましては、準骨格予算となっているところでございます。

また、次のページ、3ページになりますけれども、平成19年度の当初予算の事業区分別の集計

表でございますが、教育費の欄をご覧くださいますと、前年度比で120.37%ということで、他の区分と比較して非常に大幅な伸びをしているところです。これは、投資事業、いわゆる建設費がかなり大きく占めているというところでございます。

また、特徴的なところとしましては、教育費の2段下の公債費というところが、前年度比で204.39%ということになってございますが、今、比較的財源があるうちに、借金返済をしておこうという財政当局の考えというものが反映されているというあたりが、来年度予算の特徴となっております。

それでは、もう1ページおめくりいただきまして、4ページでございますけれども、19年度の教育費、歳出、前年度比でございますが、そちらに記載のとおり、トータルで先ほど申し上げましたとおり120.37%ということで、それぞれ既定事業、新規・臨時事業、あるいは投資事業ごとに記載のと通りの予算となっております。

また、その下段は特定財源の歳入でございますけれども、その集計表ということでございまして、ここでも国庫支出金、あるいは繰入金等々、これは建設費用に主に充てていくということで、続く5ページの上段に、建設費用に充当いたします繰入金、起債等をお示ししてございます。

また、中段、荻窪小学校の移転改築に伴う当初予算の地方債につきましては、限度額等々そちらにお示した額となっております。

また、下段でございますが、債務負担行為の状況につきましては、荻窪小の移転改築、これが平成20年度までということで、記載のと通りの限度額、また松溪中学校の改築に伴う仮設校舎の賃借料、これも平成21年度までということでございまして、この2件につきましては、債務負担行為ということで組んでいるところでございます。

以下、6ページからそれぞれ所管ごとの事業名、それに伴う予算額等々が記載されておりますが、これは後ほどご覧いただければと考えております。

続いて、9ページをご覧ください。

新規・臨時事業についてでございますけれども、まず一つは「統合新校開校準備」ということで、若杉小、杉五小の統合新校。記念式典でありますとか、既存校舎の改修工事、既存校舎施設設備改修等々、記載のとおりでございます。

また、その次に、「学校緊急課題対策」ということで、学校の課題解決力を支援するというところで、例えば、不登校、いじめ等に関する緊急対応チームの編成でありますとか、教員の授業力の向上等々に向けた取り組みということで、この2件が新規事業ということで予算計上しているものでございます。

続きまして、10ページ、投資事業でございますけれども、「エコスクールの推進」から始まり

まして、記載のとおり校舎改築、統合新校の建設等々、その実施設計、あるいは学校教育諸施設整備、また、次の12ページにおきまして、松溪中、あるいは図書館建設・改修等々、投資事業につきましては、10ページから12ページまで記載をしているとおりでございます。

そのほか13ページ以降に主な既定事業ということで、「教育委員会運営」から始まりまして、それぞれ各課の事業、学校支援策あるいは幼稚園・小学校・中学校の維持管理、教育支援、あとは社会教育部門で社会体育振興、図書館維持管理等々、19ページまで記載のとおり事業にそれぞれの予算を立てているところでございます。

個々の事業内容につきましては、今この場ではご説明申し上げませんが、今お示したものが新規・臨時事業、そして投資事業、そして主な既定事業ということになってございます。

議案第16号の説明は、以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

大蔵委員 3ページの、先ほどご説明にありました公債費について、余力のあるうちに返済しようということで、204%強になっているということですが、4ページの下の方の特別区債のところには1億7,700万円というのは、これは新しく起債するということですか。

庶務課長 そうです。

大蔵委員 速攻で返済をしていくけれども、起債もするということですか。償還額の方が大きいですけども、それをやっていくということですか。

庶務課長 はい、そういうことです。

学校適正配置担当部長 庶務課長が答弁したとおりでございますが、学校の改築などの場合には起債をして、次世代にわたる負担の公平という観点から起債をするということになっておりますので、この分については新たに起債を設けるということになってございます。

大蔵委員 去年はたしか全区の予算で、教育予算は増えましたけれども、予算そのものは確か縮小したんですね、去年。ですが、今年は先ほどのように選挙などもございまして、多少膨らんでいるということですかね。これは区全体のことでですから、教育委員会と直接関係ありません。教育予算の分は膨らんで、建設もあるでしょうけれども、増えているので特に文句を言うことはありません。

その次は、5ページの下松溪中学校の仮校舎の分、それからそれ以外のところでも松溪中学校の分が出てきますが、これはこの間、神明中学校の説明会で小澄部長が大いに頑張ってお説明になったところですけども、松溪中学校そのものが老朽化しておりますので、その建て替えとか、それを着々と進めることは当然のことでしょうが、それが神明中学校については何も出てこないということについては、なかなか納得するような事態ではありませんので、また神明中学

校側からはいろいろと意見があると思いますね。

だから、そのあたりについては、また納得はいかなくても仕方がないなというぐらいのことは、皆さんが思うような説明というのはしていく必要があるのではないかと考えています。直接この予算案としてどうということではありません。松溪中学校は神明中学校の一部を、神明中学校がなくなって、松溪中学校に移すからやっていくということではなくて、松溪中学校そのものの改築を、いずれにしてもやらなければならないのでやっているという説明が、割合必要なのではないかと考えています。

委員長 ほかにございましたら。

本来細かく読まなければいけないんでしょうけれども、ちょっと時間的に無理かと思うんですね、今の時間だけでは。ただ、一覧表を見させていただいて、特に6ページから8ページ目までの各事業一覧で、全体的に右側の増減額で減が目立つのがかなり気になるんです。箇所数とか項目数、△が多いというのがね。だから、後の方へ行って、8ページ目のところで、かなりアップした額が先ほどのご説明でやられたように出てくるから、全体をトータルすると増なんだけれども、減もあるという話になるんでしょうね。

それで、6ページ目の指導室関係で、「教育活動の推進」というのが重点なんだけれども、6,600万円ほどの減になっていますね。これは差し障りないんですか。

庶務課長 これは組織改正に伴いまして、指導室が現在持っております機能の教育指導部門が済美教育センターの方に来年度移管する予定ということで、それに合わせた予算編成ということになっております。

委員長 ああ、そうですか、組織改正に伴うものでね。

庶務課長 はい。事業そのものを縮小するという意味ではなくて、あくまでも事業分離ということで、センター所管になるというものが反映されたものでございます。

委員長 では、いろいろ事業を行うのには差し支えないと、そういう意味ですね。重点であるということですね。

庶務課長 はい。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

先ほどのご説明にありましたように、準骨格ということも頭に置かなければいけないということも承知しておかなければいけないですよ。

何かないですか。

宮坂委員 一つだけちょっと。区分わけだと思うんですが、7ページのところの、今思いついたんですが、中央図書館ですね、図書館運営管理費が増えていますよね。ほぼ同じ額で、その一番

下の図書館維持管理費が減っているんですが、これは中身の分類、内容的には大して変わらないんだということで解釈してよろしいんですか。

中央図書館長 この予算計上の内訳の書き方なんですが、運営管理は今回ご提案申し上げる、例の指定管理とかあるいは委託化の拡大ですね、ここの要するに経費増、これが運営管理の方に入っております、逆に施設の維持管理の方は、投資的な経費のところも含めまして、今回減になっている状況がございます。

宮坂委員 わかりました。

委員長 管理形態が変わってくるということですね。

中央図書館長 もう少し詳しく言いますと、維持管理の方が大きく1億4,000万円ほど減になっているのは、情報システムの再構築のための経費が維持管理の方に18年度は入っております。それがほとんどもうここででき上がってまいりましたので、19年度については、そのほとんどが前年度比で減になると、そういうことでございます。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りいたします。議案第16号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第16号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第16、議案第17号「杉並区立成田図書館外一施設の指定管理者の指定について」を上程し、審議いたします。

中央図書館長のご説明をお願いいたします。

中央図書館長 それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

この議案第17号につきましては、平成19年4月1日から杉並区立成田図書館及び阿佐谷図書館を指定管理者に管理させるに当たりまして、その指定管理者の候補として選定した事業者についてご提案を申し上げるものでございます。

選定した候補者の名称でございますが、記載のとおり、「丸善株式会社・株式会社東急コミュニティー共同事業体」でございまして、主たる事務所の所在地は中央区日本橋3丁目9番2号でございます。

最後に、指定の期間でございますが、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間とするものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

もう既に予報いただいていますから、特にないと思いますけれども。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第17号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第17号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第17、報告事項の聴取に入ります。

「平成19年度杉並区学校教育職員の配置予定校及び配置予定人数」についてのご説明を、指導室長からお願いいたします。

指導室長 「平成19年度杉並区学校教育職員の配置予定校及び配置予定人数」につきましてご報告を申し上げます。

昨年末12月に、師範館塾生20名を対象に採用面接を行いました。そしてこの1月に、今までの研修状況を含め総合的に判断をしまして、20名全員を合格といたしました。その20名を、今お手元に資料を用意させていただきましたが、13の学校にそれぞれの人数を配置する予定をしております。

詳しく申し上げますと、杉並第一小学校に2名、杉並第五小学校に1名、杉並第七小学校に2名、杉並第八小学校に1名、若杉小学校に1名、東田小学校に2名、桃井第四小学校に2名、沓掛小学校に2名、富士見丘小学校に1名、堀之内小学校に1名、永福小学校に2名、三谷小学校に2名、永福南小学校に1名。

これにつきましては、配置方針をお示しさせていただきましたが、その配置方針に基づきまして決定をさせていただきました。

以上でございます。

委員長 では、ご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

安本委員 よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

安本委員 20人ということなんですけれども、もう少し多かったような気がするんですけれども、希望したのが20人ということですか。

指導室長 面接のときには塾生は20名ということでしたので、20名を対象に面接したと、こういうことでございます。卒業につきましては、まだ2月の末に卒業認定があるということでございます。

杉並師範館担当課長 塾側の方から担当課としてご説明いたしますけれども、委員のご質問の趣旨は、恐らく入塾式に25名塾生がいたというような趣旨だと思いますけれども、途中で進路変更等で5名が7月、10月、11月という3月にわたって、2名ないし1名ずつ進路等の変更の希望があった等で退塾をしております。ですので、12月の区の選考時点で受験総数が、最大で20名の塾生がおりまして、その20名全員が区教委の選考を希望したというような関係でございます。

宮坂委員 この内容について本人は、この20名は、この学校に行くということは、全員了承しているんですね。

指導室長 いえ、まだ合否が、明日一応通知をする予定でございます。

杉並師範館担当課長 私ども塾側からすると、明日発表を受ける側でございますけれども、明日はあくまで12月23日に区教委が行った選考試験の合否の発表が出るということで受け取っております。したがって、配置等云々の話は、また今後の話ということになります。

事務局次長 補足ですけれども、異動内示がありますので、異動内示の段階で学校名も明らかにするというふうになります。ですから、本人は合否の通知は受けたとしても、どこに配属されるかというのはわからない状態が続くと思います。

大藏委員 卒塾できなかった場合は、配置要員から外されるんですか。

指導室長 そうですね。この20名、合格を出した時点で合格者名簿に登載をしていくんですが、卒塾ができない、または免許が取れないという時点で、それを取り消していくということになります。

委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、どうもありがとうございました。

以上で予定されました日程は、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。